明治天皇の行幸と巡幸

明治政府は天皇の存在を国民にアピールするために全国各地への**行幸**と**巡幸**を行った。明治初年から45年までの間に計97回、毎年欠かさずに近代化を象徴する建物や産業、教育などの施設を訪れ、文明開化や殖産興業の促進を図った。

六大巡幸

明治天皇の巡幸のうち6回は特に大規模であったため「**六大巡幸**」と呼ばれたが、中でも明治11年（１８７８）の巡幸は最大規模だった。このとき訪れた「**新町屑糸紡績所**」は、大久保利通や岩倉具視らが新たな外貨獲得を目的として建設を進め、前年に出来たばかりの工場だった。

新町屑糸紡績所（現在は旧新町紡績所）

新町屑糸紡績所は、養蚕農家で出る**屑繭**と富岡製糸場から出る**屑糸**が入手し易い場所にある新町に注目して建設された。屑繭や屑糸を原料とし、新しい生糸を作るフランスの技術を導入して輸出用の生糸を製造していた。

明治11年の巡幸

明治11年（１８７８）5月23日、北陸東海道巡幸の予定を発表。8月30日から11月9日までの72日間、全行程陸路。随行者は右大臣岩倉具視、参議大隈重信・井上馨、宮内卿徳大寺実則、侍補佐々木高行、陸軍少輔大山巌、内務大書記官品川弥二郎ら３００余名、帯剣の警部・巡査４００余名。

巡幸3か月前の5月14日、内務卿**大久保利通**が石川県の士族に暗殺され、陸軍卿山形有朋は巡幸先の金沢の士族の動きを警戒させ、大警視川路利良は自由民権派の動向に警戒を強めた。巡幸1週間前の8月23日には、西南戦争の恩賞への不満を持つ近衛砲兵隊の反乱「**竹橋事件**」が起きたが巡幸は予定通り行われた。三重県ではチフスが流行し、途中で経路変更となった。

天皇はこの巡幸で寺社・天皇陵を参拝。各府県庁で統治報告を受け、鎮台・裁判所・病院・学校・博物館・製糸会社・工場・鉄道工事の様子などを視察した。夜は行在所で古書画・古器物・宝物や地方の産物を御覧になった。行在所は、寺17か所、学校8か所、区務所・警察署・銀行など32か所、民家22か所を使用した。

大久保利通の「巡幸訓示案」

巡幸は天皇が「各地之風土人情、民間之疾苦等」を知り、「天職」を尽くすことである。昨年地租引き下げの詔勅を出した中で、**民費節略**は最も重要なことであるので、巡幸の準備のために民費をかけること、とりわけ随員への饗応がましい対応や危険な箇所以外の道路修繕、そして**行在所の新築は禁止**し、視察箇所は教育と勧業にしぼり、名所旧跡等の「御遊覧」は省くこと。

「覇客所」の時代

新町は、行在所の候補となった本陣が宿駅の西部に偏在していたため、副戸長高橋均作が宅地３０６坪を提供して宿駅の中央部に新築された。行在所の建設は「**虚飾**」として禁じられていたためか、はじめは「**覇客所**」と称していた。

覇客所から「明治天皇新町行在所」の時代へ

明治12年（１８７９）7月18日、英照皇太后が伊香保行啓の際に宿泊された後、新町警察署、新町役場に仮用された。大正3年（１９１４）役場庁舎新築で行在所の前にあった警察官詰所を取り崩して玄関を付け替えた。昭和8年（１９１９）史蹟指定され、以後は「明治天皇新町行在所」の公称で呼ばれるようになった。

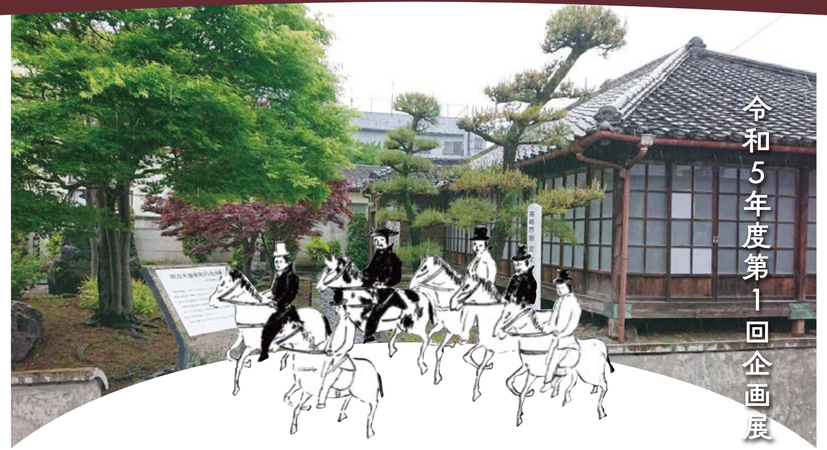

令和５年度第１回企画展

明治11年 天皇を迎えた 新町行在所

―歴史を生きた人たち―

右大臣　岩倉具視
参議　大隈重信
参議　井上馨
宮内卿　徳大寺實則
宮内大輔　杉孫七郎
大警視　川路利良
陸軍少輔　大山巌
一等侍補　佐々木高行
一等侍補　土方久元
一等侍医　伊東方成
三等侍医　伊東盛貞
内務大書記官　品川彌二郎
宮内大書記官　香川敬三
宮内大書記官　岡鐵太郎
宮内大書記官　[illegible]正人
宮内大書記官　西村捨三
宮内大書記官　高[illegible]正固
宮内権大書記官　堤正誼

三等侍補　山口正定
太政官少書記官　谷森[illegible]男
太政官少書記官　櫻井[illegible]
大蔵少書記官　[illegible]本安
七等出仕兼二等侍医　橋本實梁
大蔵少書記官　[illegible]伯惟
三等掌典　岩[illegible]具綱
侍従　堀川康[illegible]
侍従　高辻修[illegible]
侍従　富小路[illegible]直
侍従　綾小路[illegible]良
侍従　西四辻公業
侍従　東園基[illegible]
侍従　北條氏[illegible]
侍従　片岡利和
侍従　太田左[illegible]
御用掛　近藤芳樹
警視局権少警視　迫田利綱

少佐　比志島義輝
大尉　太田親[illegible]
[illegible]田善[illegible]
中尉　橋信[illegible]
中尉　横地剛
[illegible]井守[illegible]
少尉　[illegible]久間[illegible]
少尉　富田質[illegible]
少尉　小田新[illegible]郎
少尉　栗栖亮
少尉　細井安[illegible]
[illegible]林眞[illegible]
[illegible]五姓田[illegible]
[illegible]林友幸
宮内少書記官　櫻井純造
少警[illegible]　佐和正
[illegible]令　白根多助
群馬県令　楫取素彦

令和5年
6/3（土）～**7/2**（日）　入館無料

高崎市歴史民俗資料館

開館時間：午前9時～午後4時
休 館 日：月曜日(6月5日・12日・19日・26日)
主　　催：高崎市歴史民俗資料館
〒370-0027 群馬県高崎市上滝町 1058

Tel・Fax 027(352)1261
E-mail rekimin@city.takasaki. gunma.jp
https://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2013121900362/

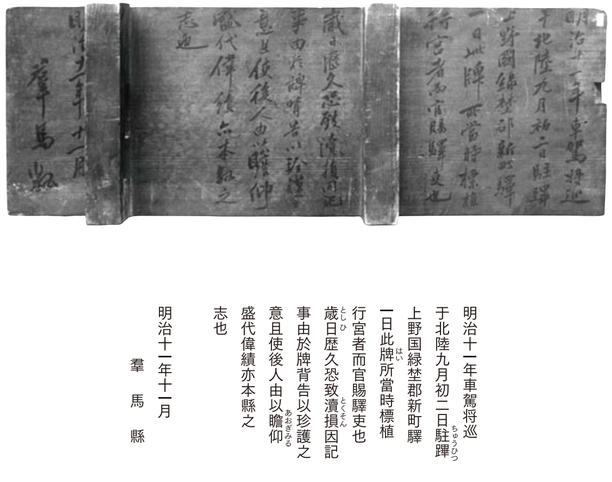

明治十一年車駕将巡
于北陸九月初二日駐蹕
上野国緑埜郡新町驛
一日此牌所當時標植
行宮者而官賜驛吏也
歳日歴久恐致瀆損因記
事由於牌背告以珍護之
意且使後人由以瞻仰
盛代偉績亦本縣之
志也

明治十一年十一月
羣　馬　縣

明治十一年車駕将に北陸を巡る
九月初めの二日
上野国緑埜郡新町駅に駐蹕し
一日此の牌所は当時
行宮に標植されしもの
にて官駅吏が賜うなり
歳日久しきを歴て涜損致すを恐れ
因って事由を牌背に記し
以って珍護の意を告げ、
且つ後人につかわし盛代の
偉績を瞻仰せしむる由以は
亦本県の志なり

明治十一年十一月
群　馬　県

当日行在所に建てられた建札は、竪三尺二寸六分、横一尺二寸六分、厚さ一寸一分檜材で、裏二段に桟をはめ、中央に穴を穿し、角棒を挿入し直立させたもので「行在所」と大書してある。
行在所標識の表書は、鉄舟**山岡鉄太郎**とも、宮内省御用掛**日高秩父**ともいわれ、裏書は県令**楫取素彦**の書である。

高崎市歴史民俗資料館

① JR高崎駅西口（群馬中央バス）県立女子大行き約30分「慈眼寺裏」下車徒歩3分
② JR高崎駅東口（群馬バス）　日赤病院行き約20分「下滝西」下車徒歩8分
③ JR高崎駅東口（ぐるりん）　群馬の森線「滝川郵便局入口」下車徒歩15分
④ 関越自動車道（高崎 IC）5分
⑤ 関越自動車道（高崎玉村スマート IC）3分
⑥ 北関東自動車道（前橋南 IC）5分

駐車場：大型車3台／普通車20台

高崎市歴史民俗資料館　〒370-0027
群馬県高崎市上滝町1058　Tel・Fax：027（352）1261
E-mail：rekimin@city.takasaki.gunma.jp
https://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2013121900362/

六大巡幸

明治5年（1872）九州四国巡幸
5月23日～7月12日

- **巡幸地** 鳥羽・京都・大阪・下関・長崎・熊本・鹿児島・丸亀・兵庫
- **人数** 約176名
- **主な訪問先** 伊勢神宮・孝明天皇陵参拝、各府県庁で府県政報告、鎮台・学校・灯台・造幣寮・造船所・舫績所など視察

明治9年（1876）東北北海道巡幸
6月2日～7月21日

- **巡幸地** 埼玉・栃木・福島・宮城・岩手・青森・北海道
- **人数** 230名
- **主な訪問先** 日光東照宮・志波彦神社・塩釜神社、松島瑞巌寺・平泉中尊寺・五稜郭・半田銀山、各県庁・開拓使函館支庁で統治報告、鎮台・砲台・裁判所・病院・学校、勧業試験場・製糸会社・産馬会社・牧畜会社・開墾地など視察

明治13年（1880）甲州東山道巡幸
6月16日～7月23日

- **巡幸地** 山梨・三重・京都・（長野県松本も追加）
- **人数** 463名
- **主な訪問先** 熱田神宮・伊勢神宮・孝明天皇陵参拝、山梨および三重県庁で県治報告、裁判所・病院・学校・勧業試験場・蚕糸場・紡績場・砂防工事の様子などを視察

明治4年（1881）
山形秋田北海道巡幸
7月30日～10月11日

- **巡幸地** 北海道・秋田・山形
- **人数** 350名
- **主な訪問先** 開拓使札幌本庁・秋田県庁・山形県庁で統治報告・裁判所・病院・学校・勧業試験場・博物館・開墾場・麦酒製造場・製糸場・栗子新道などを視察

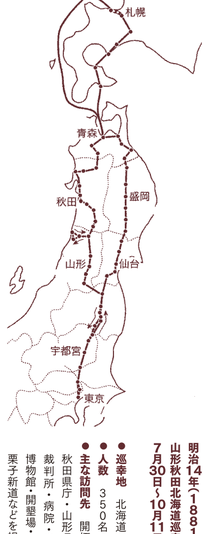

明治18年（1885）
山口広島岡山巡幸
7月26日～8月12日

- **巡幸地** 山口・広島・岡山・兵庫
- **人数** 130名
- **主な訪問先** 厳島神社、県庁・裁判所・学校・鎮台を視察

明治11年（1878）
北陸　東海道巡幸
8月30日～11月9日

- **巡幸地** 北陸東海道の1府11県
- **交通手段** 全行程陸路
- **人数** 791名
- **主な訪問先** 氷川神社・弥彦神社・孝明天皇陵参拝、各府県庁で統治報告・鎮台・裁判所・病院・学校・博物館・製糸会社・工場・鉄道工事の様子を視察
- **特長**
  ①巡幸システムが整備された
  ②先発官が重視された
  ③厳重な警備体制
  ④多数の新聞記者が同行
  ⑤絵画・写真などの記録をした

六大巡幸の地図は、長谷川栄子著『明治六大巡幸―地方の布達と人々の対応』創流出版　2012年初版を参考に作成

群馬県内の巡幸

明治11年（1878）9月2日～7日
北陸東海巡幸途次4泊5日

○熊谷→新町　9月2日
○新町→高崎→前橋　9月3日

新町行在所（羈客所）発→新町屑糸紡績所（作業）→鳥川（板奥で渡河）→午前10時頃 高崎→高崎行在所**第五大区区務所**（連雀町）昼食→正午過ぎ頃 区務所発→田町・九蔵町→利根川渡河（板奥）→前橋行在所（本町・生糸改所）

○前橋→高崎　9月4日

午前8時 前橋行在所発→群馬県庁（執務）・群馬県医学校・師範学校（授業）・座繰製絲場（作業）・前橋精糸原社（製絲・干繭等）・博物館など訪問→正午 前橋行在所 昼食→午後1時 高崎へ→高崎行在所**第五大区区務所**

＊第五大区区務所　新築の木造二階建。非常時の御立退所は東京鎮台高崎分営。御膳水所は柳川町秋池万井戸。昼夜56発の花火を烏川原で打上。

○高崎→松井田　9月5日

午前7時30分 雨 行在所発→高崎分営（東京鎮台歩兵第三聯隊兵舎各室・厨房・病室巡覧、営内練兵場で観兵式観閲）→高崎行在所→正午 高崎行在所発（馬車、随員は馬車・人力車・乗馬・徒歩）→**君ケ代橋**渡橋（馬車）→板鼻

＊君ケ代橋　橋名はこの巡幸で天皇が渡橋した栄誉を後世に伝えるべく命名。（現在は君が代橋）

○松井田→追分

明治11年北陸東海道巡幸

「沿道地方官心得書」（明治11年7月2日）

（明治5年以来不変の条文）

- 沿道への竹柵設置
- 仏門・不浄所等の掩蔽不要
- 天皇行列の拝見勝手と往来の通行差し止め不用
- 諸民の平常通りの営業
- 奏任以上の官員の天機伺
- 献上物不要
- 休泊所設置の際の修繕不要
- 供奉官の宿舎準備

（明治9年追加の条文）

- 管内巡査による行列の警固
- 休泊所への官員派遣
- 行在所に用意する品々
- 孝子義僕節婦其他奇特者の調査
- 管内の地図と一覧表の作成
- 八〇歳以上の者の調査
- 行在所建札の設置など

（前回心得から削除の条文）

- 送迎・臨御の際の官員の服装
- 古器物や珍奇の品の天覧
- 天皇の使う風呂桶厠持参
- 道路掃除

（新たに追加の条文）

- **第一条**　巡幸は天皇が親しく地方民情を知るために行うことであり、そのために巡幸を迎えるための全ての準備を「形容虚飾」してはならない。人民の迷惑にならないよう取りはからうべきである。
- **第二条**　道路橋梁の修補を行う際には先発官の指示を受けることとし、決して人民を難儀させてはならない。修補の費用は官費にする。
- **第三条　行在所は土地の事情に従い、天皇はどのような不便をも忍ぶ。「人民ノ困苦迷惑ニ不相成様」に準備すること。**

供奉官から人夫に至るまで全ての随行者が各府県民へ迷惑をかけるような不行き届きがあった場合は通報せよ。

- 詳細な県治報告書の提出（殖産興業に関する事項の追加）
- 天機伺の資格者を増やす
- 学校生徒の奉迎衣服新調等の行為を戒めるように。
- 国旗・提灯の掲揚は各自が祝意を表すためであれば禁止する必要がない。

政府が出した「地方官心得」

明治11年北陸東海巡幸

今回の巡幸の趣旨である**「形容虚飾」の禁止**に基づき、政府は祝祭傾向をおさえようとして「沿道地方官心得書」を出し、先発官から「虚飾」的な奉迎準備に対する注意・指導を受けながら巡幸の準備を行った。

①道路橋梁の修補（不要不急の道路橋梁の修補）
②「当節之流行造、西洋形学校又は区務処、会議所等之場処」のみを行在所・小休所にしようとすること
③小学生の衣服新調（小学生の奉迎のための衣服新調）
④花火競馬を天覧に供すること
⑤供奉官への鄭重すぎる接待

群馬県が出した布達

①拝見勝手
②営業平常通り
③献上物停止
④道路掃除修繕
⑤小学生等虚飾注意
⑥敬礼の仕方
⑦不敬禁止
⑧冠物傘手巾覆面禁止

群馬県警察のおもな取締事項

①高所等からの覗き見の注意
②車馬の注意
③酔倒乱暴者の取扱の注意
④露店等張り出しの注意
⑤越訴の取り扱い
⑥立礼坐礼屋内拝見
⑦冠物・裸体肌脱・尻端折などの風体の注意
⑧雨傘